

東京経済大学研究助成費制度施行細則

(目的)

第1条 この細則は、東京経済大学研究助成費制度規程(以下「規程」という。)第12条に基づき規程の運用の細則を定めるものとする。

(申請の時期)

第2条 規程第2条により、個人研究助成費及び共同研究助成費の受給を希望する者は、毎年4月の所定の期日までに、本学所定の書式による研究計画書及び助成費使用計画書を、学術研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)を経て学長に提出しなければならない。

(研究助成費募集人数)

第3条 各研究助成費の募集人数は次のように定める。

- (1) 個人研究助成費は35名
- (2) 共同研究助成費は3件

(研究助成費支給額)

第4条 各研究助成費の支給額は次のように定める。

- (1) 個人研究助成費は35万円
- (2) 共同研究助成費は150万円

(研究助成費受給者の選考)

第5条 研究助成費の申請者が支給予定件数を超えた場合は次の順序によって選考する。

(1) 個人研究助成費

- ① 新任教員
- ② 前年度中に外部の研究資金に研究代表者若しくは研究分担者として応募している者
- ③ はじめて研究助成費を申請する者
- ④ 1970年度を基準とした在職年数に対する、個人研究助成費と共同研究助成費との合計受給回数の比率が小さい者。

ただし、ここにおける受給回数は、個人研究助成費及び共同研究助成費をそれぞれ1回として計算し、旧規程の個人研究助成費(A)を1回、個人研究助成費(B)を2回、個人研究助成費(C)を1回として計算する。

- ⑤ 前年度に本規程に基づく研究助成費を受給していない者

(2) 共同研究助成費

- ① 前年度中に外部の研究資金(共同研究)に同一の共同研究者として応募しているグループ
- ② 1970年度を基準とした共同研究者全員の在職年数に対する、個人研究助成費と共同研究助成費の受給回数の平均比率が小さいグループ。ただし、ここにおける受給回数は前号に同じ。

(研究計画の変更)

第6条 研究計画を変更する場合には、運営委員会を経て学長の承認を受けなければならない。ただし、次に掲げるものについては承認を要しない。

- (1) 研究計画の軽微な変更
- (2) 助成費使用内訳について、各費目の増額又は減額が、各助成費の総額の3分の1を超えない場合

(請求・精算手続き等)

第7条 研究助成費の請求手続き・精算手続き及び購入した物品(資料、機器備品、用品等)の取扱事務は別に定める「研究助成費実施要領」による。

- 2 共同研究で購入した機器備品は、研究期間終了後、運営委員会の管理下におき、共同研究者に長期貸し出しを認めることができる。

(国外渡航中の授業)

第8条 研究助成費の受給者は、授業計画に支障をきたさないように、国外での調査に赴くものとする。

(改廃)

第9条 この細則の改廃は、運営委員会の議を経て、代議員会が行う。

付 則

この細則は、1994年(平成6年)4月1日から施行する。

付 則

この細則は、1996年(平成8年)4月1日から改正施行する。

付 則

この細則は、1997年(平成9年)4月1日から改正施行する。

付 則

- 1 この細則は、2001年(平成13年)4月1日から改正施行する。
- 2 2000年度(平成12年度)以前の受給者についても、この細則を適用する。

付 則

この細則は、2005年(平成17年)4月1日から改正施行する。

付 則

この細則は、2006年(平成18年)7月12日から改正施行する。

付 則

- 1 この細則は、2009年(平成21年)4月1日から改正施行する。
- 2 経過措置として、2009年度(平成21年度)に旧研究助成費制度規程第2条第2号「個人研究助成費(B)。個人研究助成費(B)とは2年間にまたがって個人に支給される研究助成費のことをいう。」の2年目の個人研究助成費(B)を受給する場合は、第3条第1号の募集人数とは別に30万円を支給するものとする。